

佐賀県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町東田代字船ノ元一〇五〇の一、字小吹一五三三、一五六〇の一、一五六一の二、一五七一の一、一五七七、一五七八、一五七九の一、一五七九の三、一五八六、一五八九、一五九二、一五九六の一、字中ノ木場一六一一の二、一六一四の二、一六六二の三、一六九〇、一六九二の二、一六九七の一、一六九七の二、一六九八の二、一六九九から一七〇一まで、一七〇六の一、字向木場一七一〇、一七二三の一、一七二三の三、一七一五の一、一七一五の三、一七二七、一七一九、一七二三、一七二九の一、一七三一、一七三三の一、一七三四の一、一七三七の一、一七三八、一七四四、一七五〇の一、一七五一の二、一七五三の一、一七五三の三、一七七〇、一七七四、一七七八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市農山漁村整備課に備え置いて縦覧に供する。）